

Suica に関するデータの社外への提供について

とりまとめ

Suica に関するデータの社外への提供についての有識者会議

2015 年 10 月

目次

1	はじめに	2
2	本会議について	3
2.1	構成員.....	3
2.2	本会議の開催状況.....	3
3	中間とりまとめ以降の動き	5
3.1	法改正に関する動向.....	5
3.2	公益利用を目的とした社内活用の検討.....	9
3.3	評価.....	11
4	まとめ	12

1 はじめに

2013年6月に、Suica利用データから氏名、電話番号、物販情報等を除外し、生年月日を生年月に変換した上、さらに、SuicaID番号を不可逆の別異の番号に変換したデータを株式会社日立製作所に提供（提供は7月に実施、以下「本件 Suica 分析用データ」という。）することが明らかになり、多くの利用者から、個人情報の保護、プライバシーの保護や消費者意識に対する配慮に欠けているのではないかと批判や不安視する声があがった。

これらの声を受け、Suicaに関するデータの社外への提供に関し、利用者の理解を得ながら実現させることができるかを検討することを目的に、有識者会議（以下「本会議」という。）が設けられた（2013年9月）。

本会議ではまず、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」という。）の当時の対応のどこに問題があったかについて議論・整理した。そして、その整理の下、Suicaに関するデータについて、有用性の検討と併せて、今後の社外への提供についても検討し、その内容を、中間とりまとめとして JR 東日本に提出した（2014年2月）。

中間とりまとめでは、利用者に対する配慮が不足していたことを指摘するとともに、当時、個人情報保護法改正の動きが進んでいたことから、法改正の動向等についても注視する必要があるとの提言を行った。

この度、改正個人情報保護法が、2015年9月3日に成立し、同月9日に公布されたことを受けて、中間とりまとめ以降の動きを、以下のとおりとりまとめた。

2 本会議について

2.1 構成員

Suica に関するデータの社外への提供についての有識者会議 構成員（役職は就任当時）

座長：

堀部 政男 一橋大学 名誉教授

（就任期間：2013年9月6日～2013年12月31日）

座長代理：

高芝 利仁 高芝法律事務所 弁護士

委員：（50音順）

青山 理恵子 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・

相談員協会 副会長

藤原 静雄 中央大学法科大学院 教授

2.2 本会議の開催状況

第1回会議（2013年9月6日開催）

- ・本会議の進め方について

第2回会議（2013年10月2日開催）

- ・国内外の動向について
- ・専門家ヒアリングの進め方について

第3回会議（2013年11月14日開催）

- ・プライバシーの保護の動向について

- ・ 専門家ヒアリングの状況について

第4回会議（2013年12月26日開催）

- ・ 専門家ヒアリングの結果について
- ・ 「中間とりまとめ（案）」の作成

第5回会議（2014年2月13日開催）

- ・ 「中間とりまとめ」の承認

第6回会議（2014年11月6日開催）

- ・ Suica 分析結果の公益目的での活用想定について

第7回会議（2015年4月3日開催）

- ・ Suica 分析結果の活用の取組について

第8回会議（2015年10月20日開催）

- ・ 「とりまとめ」の作成及び承認

3 中間とりまとめ以降の動き

3.1 法改正に関する動向¹

中間とりまとめの後、個人情報保護法改正の検討がさらに進み、2014年6月24日、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」が図1のような内容で示された。

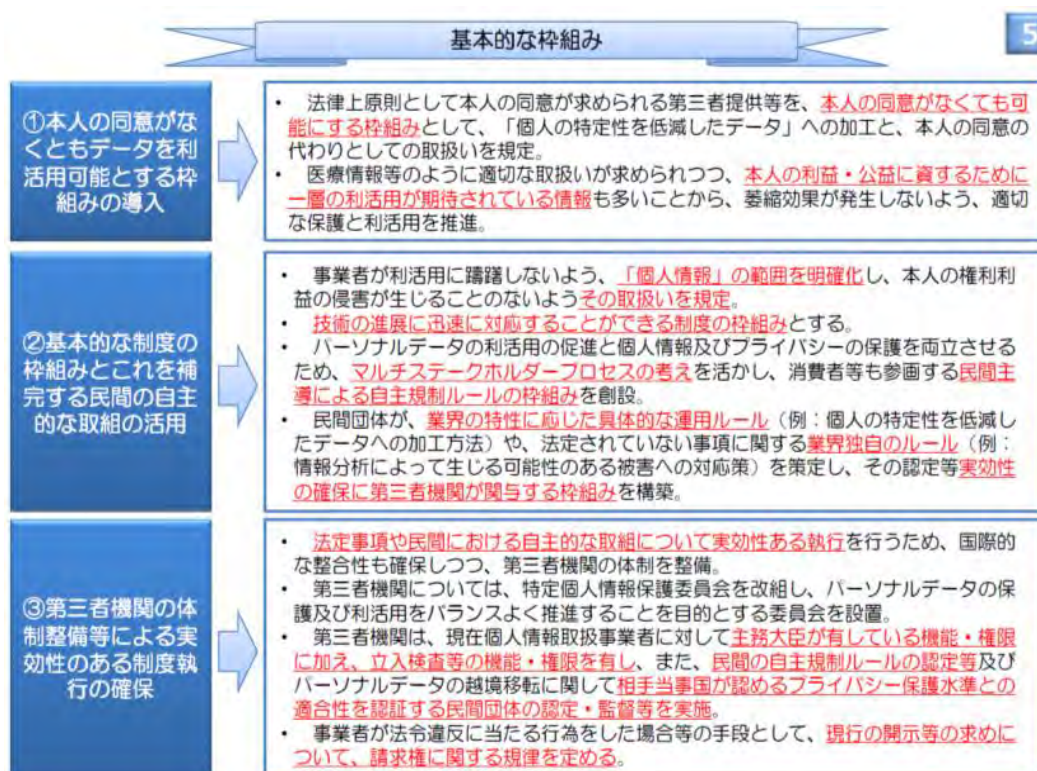


図1

出所：内閣官房 IT総合戦略室 パーソナルデータ関連制度担当室

そして、2015年3月10日、個人情報保護法の改正案が、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」として、いわゆるマイナンバー法の改正案とともに国会に提出された。

同法律案は、同年4月23日に衆議院に付託され、同年5月21日に原案どおり可決され

¹ 中間とりまとめ提出以前の法改正の動向については、2014年2月にJR東日本に提出した、中間とりまとめ 別紙資料 (<http://www.jreast.co.jp/chukantorimatome/besshi/20140320.pdf>) で説明した。

た。一方、参議院に付託された後の同年5月28日、日本年金機構がサイバー攻撃を受け、受給者らの個人情報約125万件が流出した問題が発覚し、マイナンバーの安全管理への懸念が国民の中で高まったことから、マイナンバー法の改正案の一部修正がなされ、同法律案は、同年8月28日、参議院で可決された。そして、同年9月3日に、同法律案は、再度、衆議院で可決されて成立し、同年9月9日に公布された。

今後は政令案の検討など、図2のとおり、施行スケジュールが予定されている。

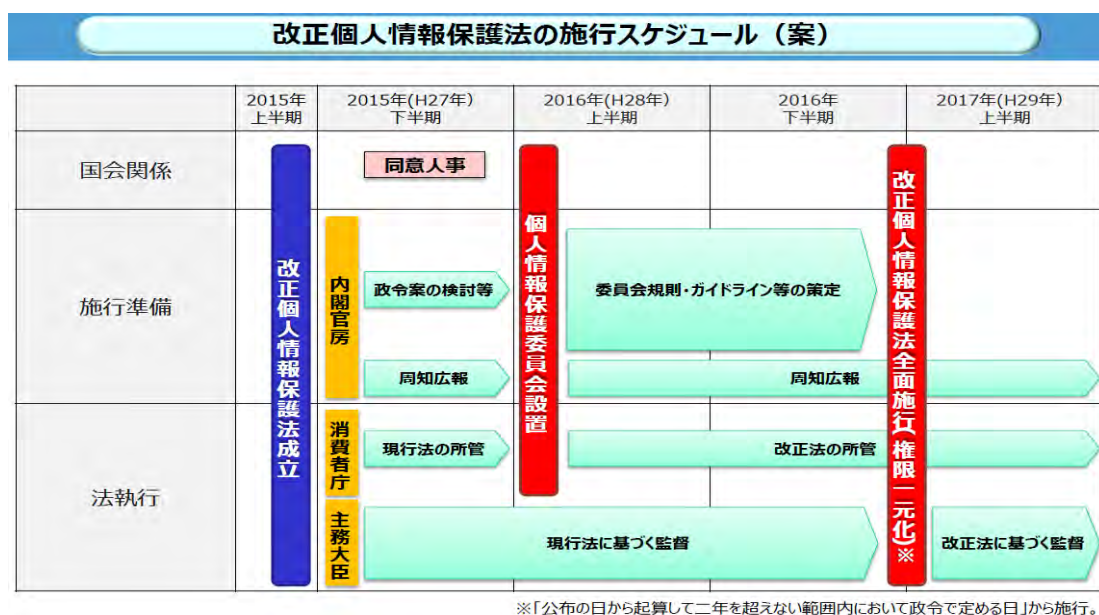


図2

出所：内閣官房 IT総合戦略室 パーソナルデータ関連制度担当室（2015年4月）

改正個人情報保護法（以下「改正法」という。）には、例えば、Suicaデータのようなパーソナルデータを利活用するための「匿名加工情報」の規定²が盛り込まれるなど、本会議にお

² 匿名加工情報の定義については、第二条第九項に、以下のよう定められている。

この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

いて重要な議論のポイントとなった内容も含まれている。改正のポイントは、図3のとおりである。

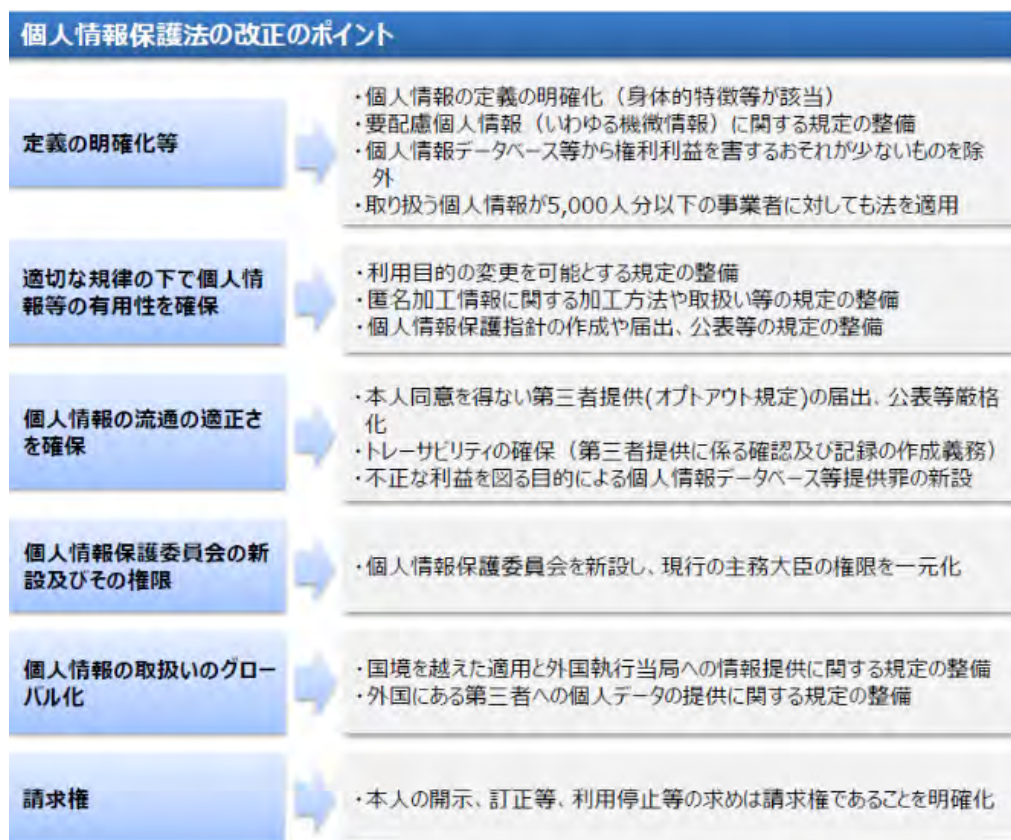


図3

出所：首相官邸 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（概要）

まず、個人情報の定義の明確化として、「特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号」や「対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号」が個人識別符号として新たに類型化されたが、個人識別符号の範囲は、政令で定められることとされている。また、本人の人種・信条・社会的身分・病歴・犯罪歴等、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いについて特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報を要配慮個人情報として定義し、要配慮個人情報を取得する場合は、原則として、あらかじめ本人の同意が必要とされた。

次に、パーソナルデータの利活用のルールとして、前述のとおり匿名加工情報に関する規定が定められたが、匿名加工情報の作成は、新たに設置される個人情報保護委員会が定める規則に従うこととされている。そして、匿名加工情報については、「個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、加工の方法等に関する情報等の安全管理を講じる」「本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない」「個人情報保護委員会規則で定めるところにより、作成した匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表する」「第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及び提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない」と規定されている。なお、国会審議における政府答弁の中で、匿名加工情報の利活用による効果として、「ポイントカードの購買履歴や交通系のICカードの乗降履歴などを複数の事業者間で分野横断的に利用することによって新たなサービスやイノベーションを生み出す突破口になる」「医療機関が保有する医療情報を活用した創薬や臨床分野の発展」「プローブ情報を活用したより精緻な渋滞予測」「天気情報の提供」等が挙げられている。

続いて、個人情報保護の強化として、昨今の個人情報漏えい事件を踏まえ、個人データを第三者に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称等の記録等を作成することを義務づけるなど、トレーサビリティを確保することとなった。また、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、個人情報データベース等を提供又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すなど、罰則が新設された。

改正法の施行は、公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定められることとなっているが、JR東日本としては、この度の改正法への対応に向けた準備を行うとともに、中間とりまとめで提言した、利用者が安心・納得できるようなデータ提供のあり方の検討や、ビッグデータの活用により生み出される価値が社会により一層理解されるような活動も、継続的かつ積極的に実施することが期待される。

3.2 公益利用を目的とした社内活用の検討

JR 東日本では、中間とりまとめの提言を受け、Suica 分析結果を自社業務に活用し、サービス向上等の検討を行ってきた。

例えば、駅乗換案内表示に関する分析や駅多客時期の把握に関する分析、駅設備設置の最適化に関する分析などである。これらの取組は、いずれも、統計処理をした分析結果を用いた事例である。本とりまとめでは、JR 東日本が本会議に報告した「目黒駅における他線乗換動線の改善」を引用する。

3.2.1 目黒駅における他線乗換動線の改善

■検討内容の概要

目黒駅の JR 山手線から他線に乗換えを行う際に、どの改札口を経路とするかによって遠回りとなることがあるが、そのような遠回りとなる乗換えをしている利用者が一定数存在することが、利用者からの問合せなどから分かってきた。そこで、「目黒駅における他線乗換動線の改善」のための分析結果をもとに目黒駅が実施した、他線乗換動線の改善施策の効果を検証した。

■分析の目的

JR 目黒駅における改札口の出入状況を Suica データから分析することで、JR 山手線から東急目黒線に乗換えした利用者のうち、乗換えに遠回りとなる改札口から出場している利用者がどの程度存在するか把握した。

■分析の内容

JR 山手線から東急目黒線に乗換える際、JR 目黒駅改札内の、東急連絡改札口を通るとスムーズな乗換えが可能だが、それ以外の改札口から出ると、遠回りの経路で東急目黒駅まで行くことになる（「図4」参照）。本分析は、どの程度の利用者が遠回りの経路を選択しているかを明らかにする目的で実施した。

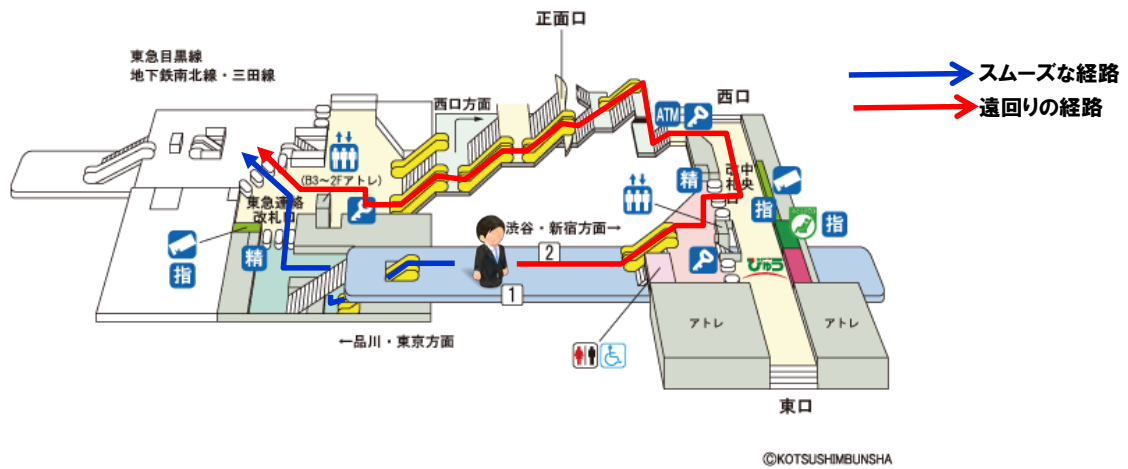


図4 (JR 東日本提供)

■分析結果

Suica データを分析することによって、以下のことが分かった。

- ①JR 山手線から東急目黒線に乗換える利用者のうち、遠回りの経路で乗換えた利用者が約 6%存在することが分かった。
- ②特に、JR 山手線から東急目黒線に乗換えを行った利用者のうち、それ以前に、同様の乗換えを行ったことがない利用者（以下「初回乗換え利用者」という。）を対象に分析すると、遠回りの経路で乗換えた利用者は約 15%存在することが分かった。

そのため、普段、目黒駅をあまり利用しない利用者にも効率的な乗換方法を認知してもらえよう、2014 年 11 月から、目黒駅構内の目立つ場所に大きな案内板を設置した（「図 5」参照）。



図5 (JR 東日本提供)

■案内板設置の効果検証

- ・ 設置時期：2014年11月初

- ・ 検証方法：初回乗換え利用者の乗換え状況を、案内板設置前の2014年10月と、設置後の2014年11月でそれぞれ比較する。

- ・ 測定結果

①2014年10月に、初回乗換え利用者のうち、遠回りの経路を選択した利用者の割合は15%であったが、2014年11月は11%に減少した。

②また、2013年11月に、初回乗換え利用者のうち、遠回りの経路を選択した利用者の割合が14%であったことから、前年同月と比較しても3ポイント改善した。

- ・ 効果の試算

初回乗換え利用者で、かつ遠回りの経路を選択した利用者が年間平均4%減少したとすると、年間で1.8万人の利用者を、乗換えにスムーズな経路に案内できることになる。

3.3 評価

本取組は、鉄道の利用に不慣れな利用者のスムーズな移動を支援する公益的な取組であり、かつ、これまで現場の勘や経験で把握していたような課題を、Suicaデータを分析することで可視化して解決しており、ビッグデータを活用することで生み出される価値が社会から理解される取組の一つと史料する。

なお、このSuicaデータの活用にあたっては、特定の個人を識別できるデータではなく、統計処理した分析結果に基づいており、利用者のプライバシーには配慮したものである。

このような取組を積み重ね、利用者の安心・納得のもと、ビッグデータを活用することで生み出される価値が社会からより一層理解されることは重要である。そして、このような取組については、社内利用にとどまらず、自治体などへ公共性の高い統計情報を提供すること等も積極的に検討することが望まれる。

4 まとめ

近時、我が国においても、ビッグデータの利活用に対する期待が高まっているが、未だ、新たな事業・産業の創出など、社会が期待するようなビッグデータの利活用による成果事例はそう多くはないのが実情と考えられる。その理由の一つとして、ビッグデータの中でも価値が高いと言われるパーソナルデータの利活用について、プライバシーへの配慮の課題があったが、この度の法改正により、パーソナルデータの利活用の制度の枠組みが整えられることとなった。

ただし、パーソナルデータの利活用の制度の枠組みはできたが、その具体的な内容はこれから広く社会で議論されることになると考えられる。そこで、パーソナルデータを含むビッグデータの利活用による大きな成果を生み出すためにも、JR 東日本は、法施行に向け、ビッグデータの利活用によって生み出される価値を引き続き社会に伝えていくことが期待される。

例えば、現行法の枠組みのもとにおいても社外への提供が可能と考えられる統計処理した分析結果を、公益目的をはじめ、利用者から理解が得られると考えられる目的に限って提供し、Suica に関するデータが社会の役に立つデータであることをより多くの利用者に説明・周知していく活動も重要である。

また、改正法施行後は、改正法で新たに定められた匿名加工情報の制度のもと、Suica に関するデータを活用した新たなサービスを創り出す取組を、鉄道事業や自社グループの枠に限らず、積極的に行い、社会に対してその取組の成果を提案していくことが期待される。そして、その活動が、社会や経済の発展に繋がり、ひいては利用者や地域社会に貢献できると考える。

一方、この度の法改正で新たに定められた匿名加工情報の制度の中で、ビッグデータの利活用を進めるためにも、やはり社会の理解が必要になるため、利用者との信頼関係が重要となる。2013年7月の日立製作所への本件 Suica 分析用データの提供にあたっては、多くの利用者から、個人情報の保護、プライバシーの保護や消費者意識に対する配慮に欠けているのではないかと批判や不安視する声があがった。中間とりまとめでも指摘したが、事前に十分な説明や周知を行わなかったことなど、利用者への配慮が不足していたことを大いに反省するとともに、これまで取組んできた経験を生かし、新しい枠組みを踏まえて、

ビッグデータの利活用について具体的に取り組んで行くことが望まれる。

本会議としては、JR 東日本が、利用者への配慮に十分意を用い、社会の期待に応えるようなビッグデータの利活用による成果を積み重ねることにより、今後、利用者の利便性向上はもとより、我が国の社会や経済の発展に寄与することを期待するものである。